

支部組織規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）定款第 36 条の規程に基づき、協会の事業の組織的な運営を図り、協会の事業目的を達成するため、府下の地域を区分して支部組織を設けることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(支部設置の区割)

第 2 条 支部設置の区割は、会員の分布状況等を勘案して次のとおりとする。

- (1) 北支部
大阪市北区・都島区・旭区、守口市、門真市
- (2) 中央支部
大阪市中央区・城東区・鶴見区、寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、大東市
- (3) 北大阪支部
大阪市淀川区・東淀川区・西淀川区、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡、豊能郡
- (4) 東大阪支部
大阪市天王寺区・東成区・生野区・阿倍野区・住吉区・住之江区・平野区・東住吉区、東大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、藤井寺市、南河内郡
- (5) 西大阪支部
大阪市西区・浪速区・西成区・大正区・港区・此花区・福島区
- (6) 南大阪支部
堺市堺区・北区・中区・西区・南区・東区・美原区、高石市、泉大津市、大阪狭山市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡

(支部の事業)

第 3 条 支部の事業は、定款第 4 条に定める事業を具体的に推進するため、次のとおりとする。

- (1) 共同事業の推進
- (2) 企業モラルの高揚
- (3) 貸金ベース、人員確保等の協議及び検討
- (4) 講習会、研修会等の開催
- (5) 地域における防犯、防災、その他事故防止活動への協力
- (6) 理事会における決定事項の周知徹底

- (7) 理事会と支部との連携強化
- (8) 各専門委員会に対する意見具申
- (9) 未加入会員に対する入会勧誘
- (10) その他、支部会員相互の親睦に関する事項

(支部の役員)

第 4 条 各支部に次の役員を置く。

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1 名

(役員の仕事)

第 5 条 支部長は、支部を代表して業務を統括ものとする。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、又は支部長が欠けたときは、あらかじめ幹事会において定めた代行順位によって、その職務を代行する。
- 3 幹事は、支部における事業計画の策定及び審議等に当るものとする。

(役員を選任及び任期)

第 6 条 支部長は、会員理事を持ってあてる。ただし、支部長は、原則として協会会長、副会長及び専門委員会の委員長を兼務しないものとする。

- 2 副支部長は、幹事のうちから幹事会の同意を得て支部長が選任することができる。
- 3 運営委員会、専門委員会及び特別委員会の支部推薦の委員は、当該支部の幹事のうちから、幹事会の同意を得て、支部長が推薦する。
- 4 幹事及び会計は、支部総会において会員の中から選任する。
- 5 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員の仕事終了後も後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(会 議)

第 7 条 支部の目的を達成するため、支部総会及び幹事会を開催する。

- 2 支部総会は、毎年年度の始期に開催するほか必要により幹事会の同意を得て臨時に支部長が召集する。
- 3 幹事会は、必要により支部長が召集する。
- 4 会議の議長は、支部長がこれに当たる。

(議 決)

第 8 条 支部総会及び幹事会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

- 第 9 条 支部の会費のうち会議費及び連絡通信費等は、協会助成金をもって充当するほか、必要に応じて臨時会費を徴収し、又は寄付金をもってこれに充てるものとする。
- 2 会計報告は、支部総会の承認を得て速やかに協会事務局に提出するものとする。

(事業年度)

- 第 10 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(支部の事務所)

- 第 11 条 支部の事務所は、支部長の事業所内に置くものとする。

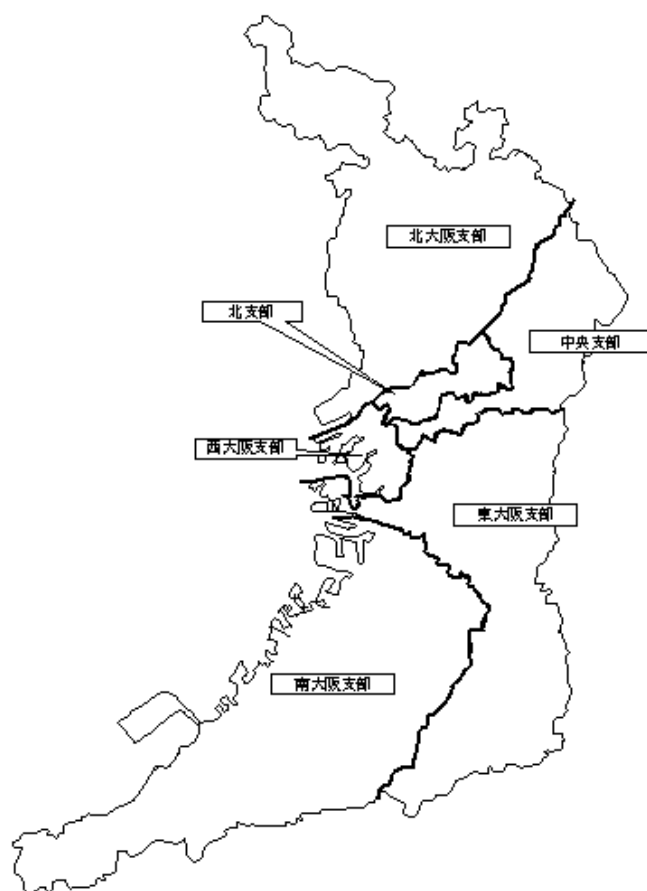
(支部の職員)

- 第 12 条 支部の事務処理は、支部役員が直接これに当たり、特に職員は採用しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 2 年 2 月 28 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 11 年 8 月 27 日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
この規程を実施する際に、すでに、専門委員会及び特別委員会の委員であった者については、任期満了までその職務を行う。
- 7 この規程の一部を改正し、平成 15 年 11 月 1 日から実施する。
- 8 この規程の一部を改正し、平成 17 年 12 月 9 日から実施する。
- 9 この規程の一部を改正し、平成 18 年 12 月 8 日から実施する。

(支部設置区画図)



支 部 名	所 属 す る 地 域
北 支 部	大阪市北区・都島区・旭区、守口市、門真市
中 央 支 部	大阪市中央区・城東区・鶴見区、寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、大東市
北大阪支部	大阪市淀川区・東淀川区・西淀川区、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡、豊能郡
東大阪支部	大阪市天王寺区・東成区・生野区・阿倍野区・住吉区・住之江区・平野区・東住吉区、東大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、藤井寺市、南河内郡
西大阪支部	大阪市西区・浪速区・西成区・大正区・港区・此花区・福島区
南大阪支部	堺市堺区・北区・中区・西区・南区・東区・美原区、高石市、泉大津市、 大阪狭山市 、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡